

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年五月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年五月九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

行田蓮田線	路線名
行田市大字佐間字野合一四五一番一地先から 同市大字佐間字野合一四二二番一地先まで	供用開始の区間
令和五年五月九日	供用開始の期日
令和五年五月九日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二七・九五メートル	備考